

月報私学

6

2018
Vol.246



金沢医科大学は、「良医を育てる」「知識と技術をきわめる」「社会に貢献する」という建学の精神を掲げて、1972年、金沢近郊の内灘の地に開学しました。特長は学生と教職員の距離の近さであり、アットホームな雰囲気の中で、共に育つことを実践しております。今後も良医の育成と、豊かな人間性や倫理観を持った看護師の育成を目指しています。

写真提供：学校法人 金沢医科大学（石川県河北郡）

CONTENTS

- 平成30年度 私学事業団の事業計画と予算..... 2
- 平成29年度版 自己診断チェックリストをご活用ください..... 5
- 平成30年度 私学経営情報センターが行うサービスのご案内..... 8
- 平成30年7月からマイナンバー制度における情報連携の試行運用が開始されます（短期給付事業）/年金請求書及び年金受給権者が行う届書の一部変更/お近くのガーデンパレス共済業務課をご利用ください..... 9
- 標準報酬月額の時給決定.....10
- 標準報酬月額の改定が必要なとき.....11
- 特定健康診査のご案内を6月下旬に学校法人等へ送付します.....12
- ヘルスケアポイントの利用案内.....13
- I N F O R M A T I O N.....14
- 宿泊施設のご案内/融資事業のご案内.....16

平成30年度 私学事業団の事業計画と予算

助成業務

補助事業

私立大学等に対して補助金の交付を行っている。

私立の大学、短期大学及び高等専門学校に健全な発達に資するため、国から私立大学等経常費補助金の交付を受け、これを財源として大学等を設置している学校法人に補助金を交付します。

30年度は、東日本大震災からの復興支援分（11億7948万円）を含む3164億7948万円を交付する予定です。

貸付事業

学校法人等に対して固定金利で長期の融資を行っています。

学校法人、準学校法人等に対して、その設置する私立学校の校地・校舎等の施設設備の整備に要する資金、そのほか経営に必要な資金について固定金利で長期の融資を行います。

30年度の貸付事業計画額は、640億円となっています。

貸付財源は、財政融資資金291億円、自己調達資金349億円（うち、共済業務にかかる厚生年金勘定からの借り入れ285億円）を予定しています。

なお、私立学校施設の耐震化等防災安全機能強化にかかる耐震改築及び改修工事等の融資は、国の利子助成制度の対象になります。

寄付金事業

学校法人等の寄付金募集活動に対して支援を行っています。

「受配者指定寄付金」として、私立学校の教育と研究の振興のために企業等から寄付金を受け入れ、これを寄付者が指定した学校法人に配付します。この寄付金は所得税、法人税について税法上の優遇措置（昭和40年大蔵省告示第154号）が受けられます。

30年度は、220億円を配付する予定です。

また、私立大学等に在籍する若手研究者や女性研究者の研究を支援するため、広く一般から寄付金を受け入れ、これを財源として「若手・女性研究者奨励金」の交付を行います。この寄付金は、所得税、法人税について税法上の優遇措置（特定公益増進法人の措置）が受けられます。

30年度は、2500万円を交付する予定です。

なお、30年度の寄付金受入目標額は2500万円です。

学術研究振興基金・資金事業

学術研究振興基金への寄付金の受け入れと学術研究振興資金の交付を行っています。

私立学校の学術研究に直接必要な資金を交付するため、学術研究振興基金に広く一般から寄付金を受け入れ、その基金を運用し、運用益を学術研究振興資金として学術研究のための設備の取得費、維持費のほか研究に要する経費に対して交付します。

この寄付金は、所得税、法人税について税法上の優遇措置（特定公益増進法人の措置）が受けられます。

30年度は、学術研究振興資金8000万円を交付する予定です。

なお、前年度末における学術研究振興基金の保有額は、54億1484万円です。

経営支援・情報提供事業

学校法人自身が経営上の問題点を早期発見するための方策の提案や、自ら行う経営改善に向けた取り組みに対して支援を行っています。

また、私立学校の教育条件及び経営に関する情報を収集・蓄積し、私立学校等のニーズに応じて必要な情報を迅速に提供しています。

学校法人の経営状態について、経営判断指標等により定期的にモニタリングを行うとともに、経営相談、講師派遣、面談、電話等さまざまな手段を活用して学校法人からの相談や質問に対応し、事例の紹介、経営改善方策の提案等を積極的に行います。

また、相談の内容が専門的知見を要する場合には、公認会計士・弁護士・社会保険労務士等の外部有識者の助力を得て対応します。

基礎調査、アンケート調査及び経営改善事例の蓄積等を行い、私立学校の教育情報や教育条件及び経営に関する情報データベースの充実を図ります。

また、私学事業団主催のセミナー等において、ネットワークを利用した「私学情報提供システム」を説明し、利用の促進を図ります。

私立大学・短期大学・高等専門学校の特徴や、具体的に実践している教育研究の取り組み等さまざまな教育情報をWebサイトにて公開します。

収集した情報や調査結果を研究・分析し、その結果を次のようなさまざまな形で提供します。

- ・私立大学・短期大学のリーダーを対象に、経営面・教養面の知識を深め、大学の魅力向上のための改革に向けた意欲形成を図るセミナーを実施します。

- ・私立大学等の若手職員を対象に、人材養成を目的としたセミナーを実施します。

- ・学校法人の経営の参考となる財務関係データを提供するため、「今日の

表 構成員・標準報酬月額・標準賞与推計

区 分	①構成員(人)	②標準報酬月額の平均(円)	③標準賞与の平均年額(円)
合 計 加 入 者	589,493	369,784	1,291,767
(短期加入者)	(586,253)	(369,178)	(1,287,683)
(年金等加入者)	(566,165)	(357,890)	(1,218,353)
被 扶 養 者	345,469	—	—
年 金 受 給 者	531,606	—	—
総 計	1,466,568	—	—

共 済 業 務

私学共済制度の構成員と標準報酬等

30年度の共済業務における各事業の基礎となる構成員は、表中①のとおり、総計147万人(加入者、被扶養者及び年金受給者)と推計しました。

私学財政」を発行します。また、私立大学・短期大学等及び私立高等学校の「入学志願動向」、私立大学・短期大学の教育情報を取りまとめた「私立大学・短期大学教育の現状」を私学事業団ホームページ等で公表します。

また、標準報酬月額の平均及び標準賞与の平均年額は、それぞれ表中②、③のとおり推計しました。

医療給付事業

病気やケガによる医療費等の給付を行っています。

短期給付分掛金率は、前年度と同率の8・232%に据え置きました。

介護分掛金率は厚生労働省から示される諸係数に基づいて算定した結果、1・424%(改定前掛金率1・361%)に変更しました。

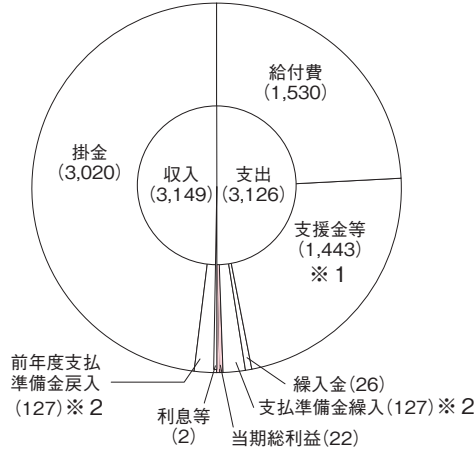
この掛金率を基に推計した掛金収入は3020億円となり、前年度に比べ95億円の増加となる見込みです。

保健給付等の給付費については、前年度に比べ6億円の増加を見込んでいます。また、他制度への支援金等(※1)として、前期高齢者納付金460億円、後期高齢者支援金690億円を見込みました。さらに、介護納付金280億円等を見込み、図1のとおり収支を予定しています。

その結果、掛金及び利息等の収入(3022億円)と給付費、支援金等及び繰入金等の支出(2999億円)との収支差に、支払準備金の戻入と繰入(※2)との差額を加えた22億円が当期総利益となる見込みです。

なお、支払準備金は、当該事業年度における短期給付請求総額の12分の1に相当する金額を積み立てています。

図1 医療給付事業〈短期勘定〉の予算収支
(単位：億円)



※1 支援金等

介護保険、高齢者医療などの医療制度に要する費用などを賄うために、医療保険者ごとに、その加入する人数等に応じて割り当てられる金額のことをいいます。支援金等には、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、介護納付金などがあります。

※2 支払準備金の戻入・繰入

短期給付の給付金を支払うためにあらかじめ積み立てている金額のことです。「前年度支払準備金戻入」とは、前年度の支払準備金を当年度に一旦戻入する金額、「支払準備金繰入」とは、当年度分を前年度分に替えて新たに積み立てる金額をいいます。

年金等給付事業

退職後の生活の柱となる年金の給付を行っています。

〈厚生年金勘定〉

加入者保険料率は、26年度に行った財政再計算(27年度から5年間)の結果を踏まえて、28年度以降毎年4月に0・354ポイントずつ引き上げることになります。

軽減保険料率(※3)は、30年4月(8月までは14・265%、30年9月(31年3月までは14・619%)に変更しました。

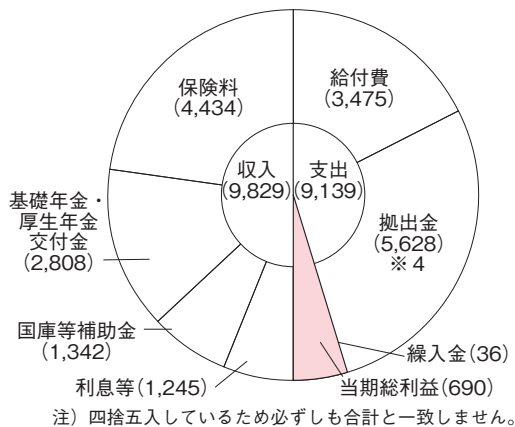
なお、都道府県からの補助が行われた場合、その分だけ保険料率が軽減されます。ただし、賞与にかかる保険料に対する補助はありません。

軽減保険料率を基に推計した保険料収入は4434億円を見込み、その他に国庫等補助金1342億円、基礎年金交付金35億円、厚生年金交付金2773億円等を見込んでいます。

また、給付費は3475億円を見込み、その他に基礎年金拠出金2494億円、厚生年金拠出金3134億円等を見込み、図2(次頁参照)のとおり収支を予定しています。

保険料、交付金、補助金及び利息等の収入(9829億円)と給付費、拠出金(※4)及び繰入金等の支出(9139億円)との収支差690億円が当期総利益となる見込みです。

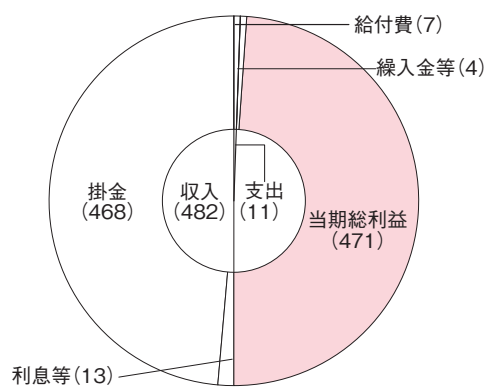
図2 年金等給付事業〈厚生年金勘定〉の
予算収支(単位: 億円)



※4 拠出金
基礎年金、厚生年金の給付に要する費用を賄うために、実施機関ごとにその加入する人数等に応じて割り当てられる金額のことをいいます。拠出金には、基礎年金拠出金と厚生年金拠出金があります。

※3 軽減保険料率
私学共済制度では、加入者保険料の負担増に対する激変緩和措置として、被用者年金制度の一元化に伴う積立金仕分け後の「独自財源」を活用して保険料の軽減を行うことができるとされており、30年4月～8月の加入者保険料率は15・416%から1・151ポイント軽減し14・265%に、30年9月～31年3月までは0・797ポイント軽減し14・619%となります。これを軽減保険料率といいます。

図3 年金等給付事業〈退職等年金給付勘定〉の
予算収支(単位: 億円)



注) 四捨五入しているため必ずしも合計と一致しません。

〈退職等年金給付勘定〉

退職等年金給付掛金率は、前年度と同率の1・5%に据え置きました。

この掛金率を基に推計した掛金収入は468億円、給付費は7億円を見込み、図3のとおり収支を予定しています。

掛金及び利息等の収入(482億円)と給付費及び繰入金等の支出(11億円)との収支差471億円が当期総利益となる見込みです。

福祉事業

健康の保持・増進及び日常生活の援助を目的とした事業を行っています。

30年度も前年度と同様に福祉事業分掛金率0・25%を主な財源としています。また、特定健康診査等事業に対し、

国庫補助金1・3億円が措置されています。なお、各経理の収支は図4のとおりを予定しています。

保健事業

特定健康診査、人間ドックや健康増進施設の利用費用補助を行っています。

人間ドック利用費用補助等の保健事業にかかる費用として27億円、特定健康診査等の事業にかかる費用として10億円、また、医療事業及び宿泊事業への繰入金として39億円を見込んでいます。

医療事業

総合健診を行う健康医学センターを併設した直営病院の運営を行っています。

東京臨海病院の運営に伴う事業収入・支出及び保健経理からの受入金等を見込んでいます。

宿泊事業

旅行・出張、会議・宴会、婚礼等にご利用いただいている会館、宿泊所及び保養所の運営を行っています。

宿泊施設の運営に伴う事業収入・支出、設備整備計画及び保健経理からの受入金等を見込んでいます。

貯金事業

財産形成の支援を行っています。

貯金事業の収支は、図4のとおりを予定していますが、これは積立貯金、積立共済年金、共済定期保険及びアイリスプランの各事業を総括したものです。

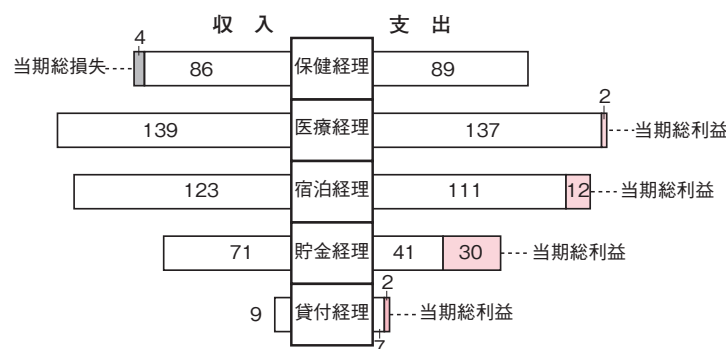
なお、30年度末の加入者貯金残高は、1兆1631億円となる見込みです。

貸付事業

結婚・教育・住宅等の資金の貸付けを行っています。

30年度の貸付額は、加入者貸付76億円を見込んでいます。

図4 福祉事業の事業経理別予算収支(単位: 億円)



注) 四捨五入しているため必ずしも合計と一致しません。

◆その他事務費など

医療給付事業及び年金等給付事業の事務費用は、短期勘定、厚生年金勘定及び退職等年金給付勘定からの事務費繰入金66億円により賄うこととなります。他に、国庫補助金3億円が措置されています。

—平成29年度版—

自己診断チェックリストをご活用ください

はじめに

「自己診断チェックリスト」は、学校法人が自ら経営上の問題を早期に見し、自主的な改善努力を行うために開発されたツールです。平成29年度版を私学事業団ホームページ（助成業務のご案内▼経営支援・情報提供▼「自己診断チェックリスト」）に掲載していますので、ご活用ください。

自己診断チェックリストの構成

本チェックリストは、「大学・短期大学編」と「高等学校編」の2種類があります。各編とも内容は財務比率等の数値データによる定量的なチェックを目的とした「財務比率等に関するチェックリスト」と、法人の組織体制等についての定性的なチェックを行う「管理運営等に関するチェックリスト」の2部構成となっています。

25年4月に学校法人会計基準が改正され、28年度から都道府県知事を所轄庁とする学校法人（以下「知事所轄学校法人」といいます）も新しい会計基準が適用されました。これに伴い、「高等学校編」の「財務比率等に関する

チェックリスト」についても、科目名称や財務比率の見直しを行いました。本号では、「高等学校編」を使って内容等をご紹介します。

表1 財務比率等に関するチェックリストの項目（高等学校編・法人全体）

チェック項目	チェック内容
I 事業活動収支状況（法人全体）	
1 経常収支差額比率（＊）	収支状況はどうか（損益ベース）
2 人件費比率（＊）	収入に対して人件費はバランスがとれているか
3 補正人件費依存率	
II 資金収支状況	
4 教育活動資金収支差額比率（＊）	収支状況はどうか（キャッシュベース）
III 運用資産の状況	
5 積立率（＊）	安定的に経営を行う上で保有すべき資産を備えているか
6 運用資産超過額対教育活動資金収支差額比（年）	
7 運用資産対教育活動資金収支差額比	
IV 外部負債状況	
8 流動比率（＊）	短期的な支払い能力はどの程度か
9 外部負債超過額対教育活動資金収支差額比（年）	過大な借入金等の外部負債を抱えていないか

＊はリーダーチャートで使用する項目です。

財務比率等に関するチェックリスト

概要

「財務比率等に関するチェックリスト」は、学校法人全体を「法人全体」で、設置する学校を「学校単位」で、それぞれチェックします。両方でチェックすることにより、収支状況の把握や、収支を構成する要素（人数、単価等）ごとに、どこに問題があるかを把握しやすくなります。法人全体では、表1のとおり、4区分9項目のチェック項目を設定しています。学校単位では「事業活動収支状況」「生徒数関係」「教職員関係」「経費関係」の4区分14項目（大学・短期大学編は15項目）のチェック項目を設定しています。エクセルの様式にある「法人入力シート」「学校入力シート」「目標値入力シート」の各項目に決算値等のデータを入力すると、法人全体、学校部門の数値が算出されます。算出した数値を、チェックリストの各項目の説明文やエクセルの参考資料等にある階層区分を基に評価します。

評価の観点

各チェック項目は次の三つの観点から多角的に評価することができ、（次頁表2参照）。

絶対評価

指標ごとの適正値や法人が自ら設定した目標値を基に、その達成度を5段階で評価します。法人の財務戦略や学

部系統別の平均値等を参考に、目標値を設定したうえで評価を行うことが望ましいですが、項目によっては、具体例として目標値や考え方を示しています。

趨勢評価

4年前と比較した現在の数値が改善したか否かを5段階で評価します。

相対評価

全対象法人の中での自法人・学校の位置を10／1の10段階で評価します。

例【教育活動資金収支差額比率】（次頁表2参照）

教育活動資金収支差額比率は、学校法人会計基準の改正で新たに加わった財務比率です。学校法人の本業である「教育活動」でキャッシュフローのプラスを生み出しているかを測ります。活動区分資金収支計算書（教育活動資金収支差額を教育活動資金収入計で除して算出します。しかし、知事所轄学校法人では、学校法人会計基準第37条により活動区分資金収支計算書を作成しないことができる）とされています。このため、本チェックリストでは、活動区分資金収支計算書を作成していない法人にも使用していただけるように、エクセル様式の「法人入力シート」に数値を入力し、算出できるようにしています。ただし、学校法人において、教育活動における金額を区別できる場合は、その金額に基づいた計算を行っ

表2 財務比率等に関するチェックリスト（高等学校編・法人全体）より抜粋

（単位：百万円）評価表

項目	※				28年度	増減 H28-H24	対24年度 伸び率	絶対 評価	趨勢 評価	相対 評価	点	絶対評価	趨勢評価 (Pポイント)	点	相対評価
	24年度	25年度	26年度	27年度											
教育活動資金収支差額比率(1)／(F)	-0.5%	4.6%	2.5%	-0.1%	4.3%	+4.7P									
教育活動資金収入※1)計(F)	2,723	2,333	2,658	2,829	2,359	-364	-13.4%								
教育活動資金支出※2)計(G)	2,687	2,221	2,492	2,702	2,382	-305	-11.3%	4	8	3					
教育活動調整勘定※3)計(H)	-48	-6	-99	-130	124	173	357.5%								
教育活動資金収支差額(1)=(F)-(G)+(H)	-12	106	67	-3	101	113	920.1%								

※24～27年度は旧会計基準の決算値を擬似的に組換えて算出した参考値です。

てください。

表2の例を説明しますと、28年度の教育活動資金収支差額比率は、4・3%なので、絶対評価は「直近年度は10%未満」の4となります。相対評価は、28年度の数値は1・7～5・6%の範囲であることから、3となります。趨勢評価は、24年度から28年度にかけて4・7ポイント増加しているので、8となります。

総括表（レーダーチャートによる総合評価）

「財務比率等に関するチェックリスト」には、1頁に一つの財務比率等（表2）のほかに、法人全体、学校部門ごと、すべての財務比率等を一覧で見ることができ、総括表があります。各財務比率等の頁は、比率を構成する数値も表示されているため、より詳細な分析を行うことができ、総括表は、法人や学校全体の状況を一目で把握することができま。

また、総括表では、特に重要な財務比率を基にレーダーチャートを活用した総合評価を行うこともできます（図参照）。法人全体・学校単位の2種類があり、いずれのレーダーチャートも5点を結んだ図形の面積が大きいほど経営状況が良いことを示します。逆に図形が小さく広がり欠け、いびつな場合は当該項目に問題がある可能性があるため、原因を分析し、改善策を検討する必要があります。

討する必要があります。

「法人入力シート」にデータを入力することにより、図に示すように絶対、趨勢、相対の各評価の数値が算出され、レーダーチャートが作成されます。

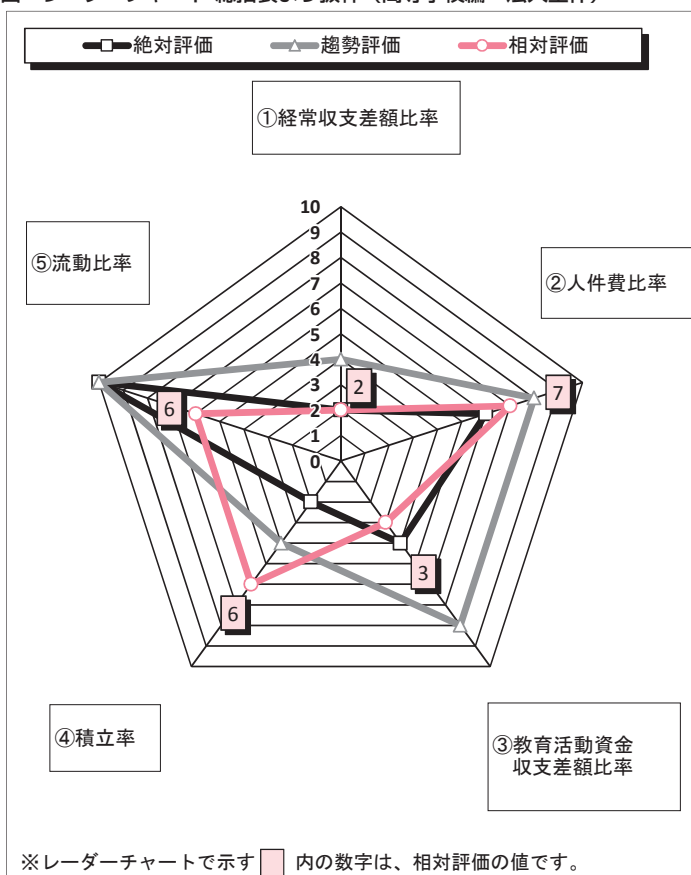
図の法人全体のレーダーチャートでは、フローに相当する「③教育活動資金収支差額比率」の趨勢評価は8となっており、4年前と比べて本業の状態は改善していますが、絶対評価は4、相対評価は3と28年度の評価は低くなっており、さらなる改善が必要です。一方、「①経常収支差額比率」は趨勢評価が4、絶対・相対評価は2と、すべての評価が低い値となっています。

これらの低評価には、実際の資金支出を伴わない減価償却費の増加が影響している可能性があります。これ以上の収益性の悪化は避けたいところです。

ストック面である「⑤流動比率」は絶対・趨勢評価が10と高いことから、短期的な資金繰りに大きな問題は生じないと考えられます。ただし、運用資産の保有状況を表す「④積立率」が絶対評価2、趨勢評価4と低く、長期的な安全性は悪化しています。

これらの評価を総合的に見ると「⑤流動比率」が絶対・趨勢の両評価とも高いため、直ちに資金繰りに窮することはないと考えられますが、「①経常

図 レーダーチャート 総括表より抜粋（高等学校編・法人全体）



収支差額比率」と③教育活動資金収支差額比率」の絶対・相対評価が低く、将来の施設設備の取替更新や退職金の支払いなどを考慮すると、不安が残ります。早急に生徒確保や支出の見直しを講じる必要があります。

このように絶対評価、趨勢評価、相対評価と多角的に見ることにより、法人全体や学校部門の問題が浮き彫りになります。改善すべき収支科目は何か、悪化した要因は何かを、財務比率、生徒数、教職員数等から分析することによって、原因の把握と改善すべき点を明確にすることができます。

管理運営等に関するチェックリスト

「管理運営等に関するチェックリスト」は、法人運営に当たりポイントとなる定性的な項目として、「ガバナンスの確立」、「経営理念と戦略の策定」、「組織運営の円滑化」、「リスク管理体制の構築」、「財務体質の改善」、「学内容の改善」、「生徒への支援」及び「情報公開と地域貢献」の8区分50項目を設定しています。例えば学校法人が経営改革を行う際には、特に理事長のリーダーシップが求められるため、「ガバナンスの確立」では、リーダーシップを発揮できる体制があるか、また、それをチェックする機能は十分であるかなどを確認します（表3参照）。
自法人の実情に照らし、該当する項

目に「○」、該当しないものに「×」を付けて評価します。どの項目が当てはまらないのかを確認することで、問題の把握と改革の糸口を見つけ出すことができます。

なお、学校法人が設置している学校の種類により実施すべき内容が異なることがあるため、「大学・短期大学編」と「高等学校編」では項目内容を変えており、法人の形態に沿った内容となっています。

また、本チェックリストは理事長をはじめとする経営者を対象に作られたものですが、教職員に回答してもらうことも、問題点、改善策を検討する有効な手段の一つです。

例えば、8区分のうちの一つ「組織運営の円滑化」では、「教職員からの意見を学校運営に反映させる仕組みを機能させている」という項目（設問22）があります。経営者である理事長や理事は十分機能しているとして「○」を付けたとしても、教職員の受け止め方はそうではなく、「×」と付けるかもしれません。この場合、経営者が思っているほど教職員にはそのしくみが浸透していない、あるいは機能していないと思われる可能性があります。
経営者にはこうした意識のギャップを踏まえ、教職員の意欲を向上させるためのしくみ作りが欠かせません。組織運営の円滑化には教職員との良好な関係が築けているかが重要になります。

このように経営者、教職員とあらゆる立場の人間に回答してもらうことにより、経営者だけでは気付かなかった問題点を浮き彫りにすることができます。

表3 管理運営等に関するチェックリストより抜粋（高等学校編）

チェック欄		主 な 項 目	
1.ガバナンスの確立	1	理事長を中心とする理事会が学校法人の最終的な決定機関として機能している	
	2	一部の理事に権限が集中することなく、理事会の一体的な協力体制が維持できている	
3.組織運営の円滑化	20	教職員に対する研修を計画的・体系的に実施し、その成果を検証して改善を行っている	
	21	組織再編やアウトソーシングの活用等により、効率的な職務体制を構築している	
	○ 22	教職員からの意見を学校運営に反映させる仕組みを機能させている	
	23	評価の基準、評価方法、評価結果の活用等について、定期的に見直しと改善を行いながら、人事考課を実施している	
該当する○の数は… 2/5		○ 24	全教職員に十分な情報提供と説明を行い、良好な労使関係を構築している

まとめ

自己診断チェックリストで挙げられている項目と内容は、一つの参考例です。分析に当たっては、適宜、修正・追加し、さらに自法人の実態に合った形に変更するとより効果的です。

現在、大きな財務上の問題がなくても、将来的に収支を悪化させる要因が内在している場合がありますので、「財務比率等に関するチェックリスト」で4以下が付いた項目や、「管理運営等に関するチェックリスト」で「○」が付かなかった項目については、原因や問題点を分析し、法人内での共通理解の下、一体となった経営改善につながるよう、自己診断チェックリストをご活用ください。

また、本事業団では、学校法人が行う経営改善の取り組みへの支援及び情報の提供を行っています。

詳しくは、次頁及び私学事業団ホームページ「助成業務のご案内」▼経営支援・情報提供▼「私学経営情報センター」が行うサービスのご案内」をご覧ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター 経営支援室
☎03(3230)7829・7830
Eメール shien@shigaku.go.jp

平成30年度 私学経営情報センターが行う サービスのご案内

私学経営情報センターでは、学校法人の経営改善の支援及び教育条件及び経営に関する情報の収集・提供業務を行っております。当センターで提供している主なサービス内容と連絡先は以下のとおりです。経営相談、財務分析、会計処理、講演など幅広いサービスを提供しておりますので、ぜひご利用ください。

学校法人の要望例

○会計処理のご質問

会計処理の仕方を教えてほしい

○基礎調査等のご質問

基礎調査票e-マネージャの入力・操作等について教えてほしい

○規程集等の閲覧

学校法人の業務改善のため、他の学校の規程集等の事例を参考にしたい

○財務分析

学校の財務分析資料がほしい

○教育情報の活用・公表

大学等のさまざまな特色や取組を検索したい

○経営者や職員の研修・育成

私学経営に関する短期集中型の研修を受けたい

○研修会実施の支援

学園の役員、教員、職員を対象にした研修会の実施に協力してほしい

○改革事例等の紹介

教育改革等について他校で実施している具体的な事例を紹介してほしい

○経営上の問題への解決策の提案

「学生募集」「人件費削減」等の経営上の問題について、学園の現状にあった提案をしてほしい

○経営改善計画の作成支援

学校法人活性化・再生研究会最終報告で提案されている、目標と期限を明確にした経営改善方策を作成し、経営改善に努めたいが、その作成を支援してほしい

「学校法人活性化・再生研究会最終報告」
(16ページ～18ページ、31ページ参照)

http://www.shigaku.go.jp/s_center_saisei.pdf

「経営改善計画立案・実施のための参考資料」

http://www.shigaku.go.jp/s_kaizenkeikaku.htm

私学経営情報センターで提供可能なサービス

(会計処理等、基礎調査、e-マネージャについてのご質問への回答)
電話・メールで回答します

●会計処理等についてのご質問

☎03 (3230) 7846～7848

●基礎調査、e-マネージャについてのご質問

☎03 (3230) 7840～7843



(私学情報資料室) ☎03 (3230) 7846～7848

学校法人関係者を対象に、大学・短期大学法人の規程集等が閲覧できます(私学振興事業本部(九段事務所1階))

(データ提供) ☎03 (3230) 7846～7848

インターネットを利用して学園が直接、以下のデータや分析資料等を出力・閲覧できるシステム(私学情報提供システム)を提供しています

◇学生数 ◇財務データ ◇財務比率表 ◇今日の私学財政 等

(依頼に基づく資料提供) ☎03 (3230) 7839

「私学情報提供システム」で作成できない特別な加工が必要な分析データを作成・提供します。ご利用にあたっては、私学事業団へ「情報提供依頼書」を提出していただきます(内容により、日数を要します)

(大学ポートレート(私学版)) ☎03 (3230) 7852～7854

私立の大学、短期大学、高等専門学校の特徴や実践している教育研究の取り組みをWebサイトにて提供しています

(セミナー) ☎03 (3230) 7849・7850

理事長・学長向けにリーダーズセミナーを、若手職員向けにスタッフセミナーを開催しています

(講師派遣) ☎03 (3230) 7838

●センターの職員を講師として派遣します

●講師派遣については交通費と講演料が必要です

講演料の目安(1日)

2時間以内 : 3万円

2時間超4時間以内 : 5万円

4時間超 : 8万円



(経営相談) ☎03 (3230) 7826

●学園を訪問し、経営改革のキーパーソンとなる役員及び教職員の方々にヒアリングしながら、解決策を探ります
●学園の抱える経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイスをします

●必要に応じて事業団の人材バンクに登録している専門家(公認会計士、弁護士、社会保険労務士、教学専門家等)と共同で実施します

●経営改善計画の進捗状況を踏まえ、適時適切な助言等を行います

※左記の要望に対する連絡先は同色で囲まれた右欄内の電話番号となります。

平成30年7月から マイナンバー制度における情報連携の 試行運用が開始されます（短期給付事業）

企画室

私学事業団の短期給付事業におけるマイナンバー制度の情報提供ネットワークシステムを利用した情報照会及び情報提供（以下「情報連携（※）」といいます。下図参照）については、お知らせしていたとおり、平成30年7月から開始されることとなりました。

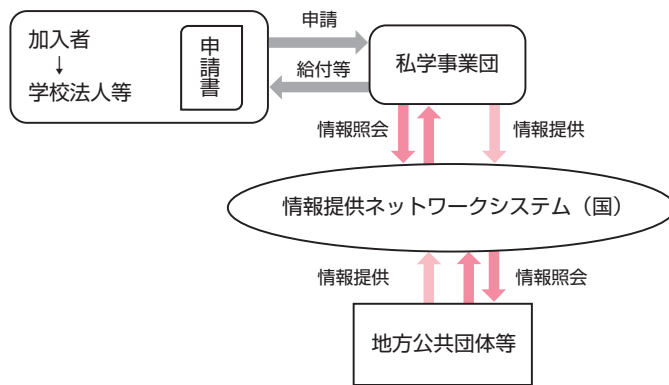
情報連携が開始されると、私学事業団への申請書類等に必要な住民票や非課税証明書など、添付書類の一部を省略できるようになります。

ただし、情報連携で得た情報が添付書類の内容と違いがないか等を確認する必要があるため、「試行運用期間」が設けられています。

そのため、**試行運用期間中は従来どおりの添付書類が必要となります**ので、注意してください。

なお、試行運用から本格運用への移行時期や、本格運用において省略できる添付書類については、決まり次第、本誌及び私学共済ホームページ等でお知らせします。

図 私学事業団にかかる情報連携の流れ（イメージ）



※情報連携とは

図のとおり、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、異なる行政機関ごとに管理している同一人の情報を、専用のネットワークシステムを用いて法律に定める範囲で相互に活用するしくみのことです。

年金請求書及び年金受給権者が 行う届書の一部変更

年金部

平成30年3月に施行された省令改正により、新規裁定時の年金請求書及び年金受給権者が行う一部の届書について、「基礎年金番号」記載欄が、「個人番号（マイナンバー）」または「基礎年金番号」記載欄に変更となりました。

また、請求者・受給権者の他に、配偶者の基礎年金番号記載欄も、同様の扱いとなりました。

なお、年金請求書の添付書類である基礎年金番号が確認できる書類は、「個人番号（マイナンバー）」または「基礎年金番号」記載欄に基礎年金番号を記載した場合のみ必要となります。

手続き方法等の詳細は、請求書・届書ごとに異なるため、各用紙の説明文を確認してください。

※特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢到達月の3か月前に送付している、「老齢・退職給付 年金請求書」は、従来どおり、請求者の基礎年金番号をあらかじめ印字してあります。この請求書は、私学事業団が基礎年金番号を確認のうえ、印字していますので、請求者の基礎年金番号が確認できる書類の添付は不要です。

お近くのガーデンパレス共済業務課をご利用ください

各ガーデンパレス（東京・京都を除きます）の共済業務課では、オンライン情報をもとに、共済業務にかかる各種相談に応じているほか、年金額の試算や証明書の交付なども行っています。

受付時間 月～金曜日（年末年始及び祝日を除きます）
9：00～17：15

共済業務課（直通）

札幌ガーデンパレス	☎011(222) 6234
仙台ガーデンパレス	☎022(299) 6231
名古屋ガーデンパレス	☎052(957) 1388
大阪ガーデンパレス	☎06(6393) 9701
広島ガーデンパレス	☎082(262) 1134
福岡ガーデンパレス	☎092(752) 0651

※電話番号をお間違えないようお願いいたします。

標準報酬月額の時決定

基礎届書の提出期限は
平成30年7月10日（火）です
業務部 資格課

標準報酬月額は、毎月納付する掛金等の額や、年金、休業給付などの給付金の計算の基となる重要なものです。このため、実際に受けている報酬月額との差が生じないように、毎年1回、「時決定」により見直しを行います。

標準報酬月額の時決定とは

毎年7月1日現在で学校法人等を使用されている加入者について、学校法人等が支給した4・5・6月の報酬を標準報酬基礎届書（以下「基礎届書」といいます）で報告していただき、その3か月間の報酬月額の平均額に基づいて、その年の9月から翌年の8月までの標準報酬月額及び等級を決定することを行います。

基礎届書の対象

◆対象となる加入者

・資格取得日が平成30年5月31日以前で、7月1日現在加入している人

（注）加入者資格を有する休業者や育

児休業等取得中の人及び後期高齢者医療制度の被保険者になつた人も対象になります。

◆対象とならない加入者

・資格取得日が30年6月1日以後の人
・30年7月に標準報酬月額が改定される人

基礎届書の送付と提出

6月中旬に「基礎届書」と通知文を学校法人等宛てに送付します。

なお、あらかじめ電算用紙又は電子媒体による報告の登録をしている学校法人等については「基礎届書」は送付せず、通知文のみ送付します。

◆基礎届書による届け出

私学事業団が送付する「基礎届書」に、対象となる加入者が記載されています。対象者について、通常の加入者か短時間労働加入者のいずれかに○印をして、4・5・6月の各月の報酬月額と3か月の平均額を記入し、期限までに提出してください。

なお、通常の加入者において、報酬の支払基礎日数（※）が17日未満（短時間労働加入者にあつては11日未満）である月は、その月の報酬月額は0円と記入し、該当月に○印をしてください。

※支払基礎日数とは、その報酬の支払いの基礎となつた日数のことを指します。

◆電算用紙による届け出

すでに電算用紙（学校法人等で作成した「基礎届書」）による届け出の承認を受けている学校法人等は、私学共済ホームページ（様式用紙等ダウンロード）に掲載の「基礎届書」と同じ様式であることを確認のうえ、期限までに提出してください。

なお、「基礎届書」が送付された学校法人等は、今年度の時決定を電算用紙で提出することはできません。

◆電子媒体による届け出

電子媒体（CD-R又はUSBメモリのいずれか）により「基礎届書」を提出する学校法人等については、私学共済ホームページ（事務担当者ページ

▼資格関係）で電子媒体作成機能や電子媒体の内容チェック機能をダウンロードして電子媒体を作成し、出力される送付状とともに期限までに提出してください。事前の申請は不要です。なお、フロッピーディスクの取り扱い扱いは終了しました。

今年度、電子媒体により報告すると、電子媒体報告校として登録され、来年度以降「基礎届書」は送付されません。

当面の間、支払基礎日数の入力欄の追加は必要ありませんが、加入者の区分に応じた支払基礎日数を必ず確認のうえ、電子媒体を作成してください。

◆基礎届書の記入上の注意事項

①加入者番号（特に所属学校変更後の個人番号）が正しく記入されている

か確認してください。

②4・5・6月に実際に支払われた報酬月額を記入してください（給与が翌月払いで、3月分給与であつたとしても4月の報酬として取り扱います）。

③加入者区分及び賃金形態に応じた支払基礎日数を以下の内容に基づいて正しく確認し、金額と共に記入してください。

・月給制、週給制：出勤日数に関係なく暦日数。ただし、欠勤日数分だけ給与が差し引かれる場合は、就業規則や給与規程等に基づき学校法人等が定めた日数（所定労働日数）から欠勤日数を控除した日数。

（例）通常の加入者で、月給制の人が暦日数31日の月に7日間欠勤し、その分を控除して報酬が支払われた場合、学校法人等が定めた日数（所定労働日数）が21日であるならば、21日から7日を引いた14日が支払基礎日数となり17日未満のため、0円と報告してください（暦日数31日から7日引いた24日ではありませんので、注意してください）。

・日給制、時給制：実際の出勤日・有給休暇は、労働の対償として報酬を受けているため支払基礎日数に含まれます。

送付する通知文に、記入上の注意事項や記入例を掲載していますので、参照のうえ作成して提出してください。

標準報酬月額の変動等に伴う標準報酬月額の改定

業務部 資格課

標準報酬月額は、資格取得時に決定された後、毎年1回の定時決定で見直されます。ただし、次の場合は、標準報酬月額の改定が必要となります。

固定的給与の変動等に伴う標準報酬月額の改定

固定的給与の変動や、給与体系の変更などにより、大幅な報酬の増減があり、変動月から継続した3か月間の報酬の平均が次の①又は②に該当する場合は、届け出が必要です。

なお、①②いずれの場合も増減した月から順に継続した3か月間の報酬支払基礎日数が、通常の加入者は17日以上、短時間労働加入者は11日以上あることが必要です。

①通常の場合

現に確認されている標準報酬月額に比べて、標準報酬月額表で2等級以上の増減に該当したとき

②1等級の増減でも改定が必要な場合

標準報酬月額の等級には上限と下限があり、昇給や降給などによって報酬が大きく変動しても2等級以上の差が生じない場合があります。

具体的には、報酬の大幅な増減があっても、第1級から第2級（又は第2級から第1級）への変動、あるいは第46級から第47級（又は第47級から第

46級）への変動だと、1等級しか増減せず、前記①に該当しません。

そこで、実際の報酬の動きが標準報酬月額に反映されるよう、仮の等級として第48級の「141万5000円以上」と第0（ゼロ）級の「8万3000円未満」を設定します。第46級又は第47級、あるいは第1級又は第2級の加入者にこの仮定の等級への増減があった場合は、改定が必要です。

◆標準報酬月額の改定月

変動した月から4か月目

◆届け出の方法

「標準報酬月額改定届書」に、通常の加入者が短時間労働加入者のいずれかの区分に○印をし（即時改定・産休育休改定も同様）、3か月の報酬月額とその平均額を記入して、改定月（変動した月から4か月目）の10日までに提出してください。

退職後、引き続き再雇用された場合の標準報酬月額の改定（即時改定）

60歳以上の加入者が、退職後引き続き再雇用され、次の①～④すべての要

件に該当した場合は、再雇用月より即時に改定することができます。

①60歳以上の加入者

②同一学校法人等において雇用契約上一旦退職し、1日の空白もなく引き続き再雇用されること

③当該再雇用時において、現に確認されている標準報酬月額と比べ、1等級以上の増減があること

④本人が標準報酬月額改定を希望していること

なお、即時改定の要件を満たさない場合であっても、上記固定的給与の変動等に伴う標準報酬月額の改定に該当する場合は、届け出が必要です。

◆標準報酬月額の改定月

再雇用された日の属する月

◆届け出の方法

「標準報酬月額改定届書（即時改定用）」に、加入者が退職した後、新たな雇用契約を結んだことが明らかにできる書類（再雇用契約書の写し等）を添付のうえ提出してください。

産休・育休等終了後の標準報酬月額の改定

3歳未満の子を養育する加入者が、産前・産後休業や育児休業等（以下「産休・育休等」といいます）を終了後に継続して勤務し、次の①～③すべての要件に該当した場合は、改定することができます。

①産休・育休等を終了した日において、

当該休業等により養育している子が3歳に達していないこと

②職場復帰の日を含む3か月の報酬の平均が、現に確認されている標準報酬月額に比べ、1等級以上の増減があること

③本人が標準報酬月額改定を希望していること

なお、産休・育休等終了後の標準報酬月額の変動等に伴う標準報酬月額の改定に該当する場合は、届け出が必要です。

◆標準報酬月額の改定月

産休・育休等の終了日の翌日の属する月（復職した月）から4か月目

◆届け出の方法

加入者が復職して3か月を経過した後、「標準報酬月額改定申請書（産休・育休終了者用）」に3か月の報酬月額とその平均額を記入して、速やかに提出してください。

※復職が月途中で、報酬支払いの対象となった日数が、通常の加入者は17日未満（短時間労働加入者は11日未満）であるときは、その翌月から継続した2か月の報酬の平均額を報酬月額とします。

※産休・育休等終了後の標準報酬月額改定により標準報酬月額が下がる場合は、「養育期間標準報酬月額特例申請書」を提出することで、年金算定時に従前の標準報酬月額が保障されます。

特定健康診査のご案内を6月下旬に 学校法人等へ送付します

福祉部 保健課

平成30年度の特定健康診査及び特定保健指導を下表スケジュールのとおり実施します。

私学事業団から、6月下旬に案内書（実施要領等）・対象者リスト等を学校法人等へ送付しますので、内容を確認のうえ、手続きをお願いします（特定健診促進ポスターと登録書式を同封しています）。

加入者の特定健康診査

学校法人等が学校保健安全法及び労働安全衛生法に基づいて実施する定期健康診査の結果データを活用します。特定健康診査の検査項目の受診漏れがないようにしてください。

また、「標準的な質問票」のうち、必須項目（服薬の有無、喫煙の有無）の記入漏れが多数見受けられますので、確認のうえ提出してください。

被扶養者の特定健康診査

対象者（被扶養者）には「案内書（被扶養者向け）」を学校法人等に送付しますので、加入者へ配付していただき、受診券が必ず被扶養者の手元に届くよう、ご指導をお願いします。

提出方法のお願い

健診結果データは、できるだけ私学共済ホームページ「事務担当者用ペー

ジ▼福祉事業関係▼特定健診・特定保健指導」の入力フォーマット等の利用及び電子データによる提出にご協力ください。

なお、「健診結果Excelデータ作成・チェック機能」は順次改修し、掲載します。また、30年度から項目に一部変更がありますので注意してください。

健診結果データの提出期限

- ① 30年9月末日まで
 - ② 30年10月以降に定期健康診査を実施する学校法人等の提出期限は、**31年1月31日**です。
 - ③ 31年2～3月に定期健康診査を実施する学校法人等の提出期限は、**31年5月31日**です。
- 保健指導を円滑に実施するため、健診結果は、対象者全員分がそろってからでなく、整った分から順次提出してください。

●加入者の健康維持のために、特定健診の実施率向上にご協力ください

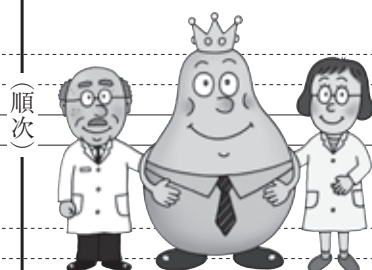
特定健診・保健指導も11年目を迎え、取り巻く環境も変わってきています。国は医療費適正化を図る観点から全保険者の実施率を公表するとともに、後

期高齢者支援金の加算・減算制度も厳しく見直しました。本事業団においても、30年度実施分から学校ごとの実施率を算出し、県ごとの上位校を公表する予定です。また、ヘルスケアポイント（次頁参照）の導入に伴い、特定健

診の受診や特定保健指導の利用・終了はポイント付与対象となります。加入者の健康維持のためにも、学校法人等には、健診結果の提出とともに、学校訪問型保健指導の利用などさらなるご協力をお願いします。

平成30年度スケジュール

平成30年	私学事業団	加入者・学校法人等	
		特定健康診査	特定保健指導
6月	・案内書（実施要領等） ・被扶養者の受診券（有効期限：31年3月31日） ・対象者リストの発送（6月下旬）	学校法人等への依頼 定期健康診査結果データの提供、案内書（被扶養者向け）配付 ↓ 加入者経由で被扶養者等への依頼 受診券による健診・結果データの提供	
7月	30年度分健診結果データ受け付け順に、階層化・登録		
8月	健診結果・情報冊子の発送 ※特定保健指導該当者には利用券〔有効期限：31年7月31日〕を同封		特定保健指導利用開始
9月		①学校法人等からの健診結果データ提出期限（1回目）	
10月			
11月	国へ29年度分特定健診等実績報告		
12月			
平成31年			
1月		②学校法人等からの健診結果データ提出期限（2回目…10月以降に定期健康診査を実施する学校法人等）	
2月			
3月		〔受診券の有効期限：31年3月31日〕	
4月		<次年度>	
5月		③学校法人等からの健診結果データ提出期限（3回目…2～3月に定期健康診査を実施する学校法人等）	
6月			
7月			30年度特定保健指導の利用〔利用券の有効期限：31年7月31日〕



ヘルスケアポイントの利用案内

福祉部保健課

本誌4月号でお知らせしました平成30年度から新規事業となる「ヘルスケアポイント」の具体的な利用方法をご説明します。

対象者

30年5月末現在で30歳（30年度中に30歳になる人を含みます）から74歳の短期加入者（任意継続加入者を含みます）及び被扶養者（以下「加入者等」といいます）。ただし、40歳（30年度中に40歳になる人を含みます）以上の人は、30年4月1日に加入者等である人に限ります。

利用開始年月日

30年7月2日（月）（予定）

ポイント付与対象

日々の体重等の記録や、特定健診の受診、特定保健指導の利用及び終了、共済業務課主催のポイント付与対象イベントへの参加等によって、それぞれ所定のポイントが付与されます。

商品交換の方法・ポイントの有効期限

2000ポイント以上で、健康グッズなどの商品と交換できます。貯まったポイントはご自身で「QUPiO（クピオ）」Web版から商品を選び、発送先住所を入力し、交換手続きを行ってください。有効期限はポイント獲得

日の2年経過後の年度末です。

利用方法

加入者等が、パソコンやスマートフォンから「QUPiO」Web版（<https://www.qupio.jp/shigakukyosai>）にアクセスし、私学事業団専用画面からログインして、利用登録を行います。私学事業団専用画面に、後述するログインID・パスワードを入力してログインし、別途個別の設定をすることにより利用登録が完了します。

登録に関する問い合わせ先

0120（818）448

【利用登録の方法】

1 私学事業団専用画面にアクセス。



2 「初めての方（初回ログイン設定）」をクリックする。



3 利用者のメールアドレスの入力、及び利用規約への同意をする。

4 初回認証用のIDとパスワードを入力し、「次へ」をクリックする。



初回認証用の
ログインIDと
パスワードは

30～39歳 40～74歳

ID・
パスワード
通知文

で確認できます。

ログインIDとパスワード

① 今年度40～74歳になる加入者等

特定健診の受診後に私学事業団から送付する健康情報冊子「QUPiO」にログインID・パスワードが記載されています（29年度までに特定健診を受診している人は、すでに配付した「QUPiO」にも記載されています）。

② 今年度30～39歳になる加入者等

特定健診の対象者ではないため、6月29日（予定）に学校法人等（任意継続加入者は届け出住所宛て）に、ログインID・パスワードを通知します。

（注）ログインIDとパスワードの通知は、例年送付している40歳以上の被扶養者への特定健診受診券とは別送します。お手数をおかけしますが、該当者に配付をお願いします。

③ 31年度以降に30歳になる加入者等

30歳に達する年度に学校法人等へログインID・パスワードを通知します（40歳以上の被扶養者への特定健診受診券と併せて送付します）。

詳細は、私学共済ホームページ「福祉事業」ヘルスケアポイントをご覧ください。

加入者等の「健康づくり」のために、ヘルスケアポイントの周知をお願いいたします。



共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が
確認できるものをお手元にご用意ください。

賞与等支給報告書の提出

賞与等支給報告書は、登録されている賞与等支給予定月の前月に学校法人等（電子媒体及び電算用紙による報告を登録した学校法人等を除きます）へ送付します。

賞与等を支給した日（同月内に賞与等の支給が複数回あった場合は最後に支給した日）から5日以内に提出してください。

賞与掛金等は、6月20日(水)受付分までは、6月分の掛金等（7月納付分）で調定する予定です。

〔賞与等支給報告の注意点〕

- 賞与等の支給がない場合は、提出の必要はありません。
- 賞与等支給報告書に記載されている加入者で、賞与等の支給のない人がある場合は、該当する加入者番号から賞与区分までを二重線で抹消してください（抹消せず、0円や空欄で報告された場合は、「未確認連絡書」を送付します）。
- 記入に際しては、私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕の記入例を参照してください。
- 支給年月や賞与等区分の記入漏れに注意してください。
- 電子媒体や電算用紙で報告する場合は、提出前に加入者番号と生年月日を確認してください。
- 電算用紙による申請は、事前の承認が必要です。
- 電子媒体は、CD-R又はUSBメモリのいずれかで提出してください（フロッピーディスクでの取り扱いは終了しました）。

【業務部 資格課】

積立共済年金と共済定期保険の 前期加入申し込み締め切り

前期加入申し込みは6月29日(金)必着です。

〔積立共済年金〕

新規加入のほかに、既加入者の他コースへの加入や口数変更（増口・減口）、中途一時払の申し込みも受け付けます。

〔共済定期保険〕

「家族年金コース」（「医療保障コース」の同時加入可）及び「学校加入コース」の新規加入申し込みのみ受け付けます。なお、他コースの新規加入、既加入者の加入内容の変更及び脱退は、後期加入申込期間での取り扱いとなります。

【福祉部 保健課】

生涯生活設計セミナーの申し込み締め切り

生涯生活設計セミナー（加入者とその配偶者が対象です）の申し込みは6月8日(金)必着です。希望する人がいましたら、早めにお申し込みくださるよう周知をお願いします。

【福祉部 保健課】

貸付けの申込締め切り日にご注意ください

7月23日(月)送金分は6月29日(金)が申込締め切り日です。締め切り日（毎月15日・月末）が土・日・祝日のときは順次繰り上がりますので注意してください。

【福祉部 貸付課】

加入者向広報「レター」7月号等、 平成30年版「事務の手引」を送付します

上記の広報刊行物を7月上旬に学校法人等宛てに送付します。「レター」の送付対象者は、5月末現在の加入者です（後期高齢者医療制度の被保険者となった人を含みます）。

【広報相談センター 広報班】

6月の共済業務スケジュール

1日(金)	積立共済年金・共済定期保険 前期加入申し込み開始
4日(月)	貸付 送金
6日(水)	貸付 5月分定期償還期限
8日(金)	貯金 払込期限（必着） 生涯生活設計セミナー 申し込み締め切り
15日(金)	貸付 7月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(水)	貯金 送金
22日(金)	貸付 送金
25日(月)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(木)	掛金等 5月分掛金等口座振替(自振校のみ) 貸付 6月分定期償還口座振替(自振校のみ)
29日(金)	貸付 7月23日送金申し込み締め切り 積立共済年金・共済定期保険 前期加入申し込み締め切り

7月の共済業務スケジュール

2日(月)	掛金等 5月分納期限 貸付 送金
6日(金)	貸付 6月分定期償還期限
10日(火)	貯金 払込期限（必着） 資格 「標準報酬基礎届書」提出期限
13日(金)	貸付 8月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

クールビズを実施しています

私学事業団では、例年、政府が推進する「地球温暖化防止」等の施策への対応としてクールビズを実施しています。今年も昨年同様に節電のため、5月1日～9月30日までの間、冷房温度の調節を行い、軽装で執務をさせていただきます。ご理解をお願いいたします。

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

平成30年度 若手・女性研究者奨励金を交付しました

若手・女性研究者奨励金は寄付金を財源としています。平成30年度の本奨励金交付に当たりご寄付を賜りました皆様に心から御礼申し上げます。

一般社団法人 日本工業倶楽部 様

三井住友信託銀行株式会社 様

ほか 匿名を希望する法人 及び 個人の方々

若手・女性研究者奨励金は、多様で特色ある教育・研究に取り組む、私立大学等の未来を担う若手研究者や女性研究者が、自ら発案し、自ら取り組む研究に対して研究機会を創設することを目的として交付するものです。

多様で特色ある教育研究は、我が国の発展に不可欠であり、この担い手となる人材の育成を、社会全体で行うしくみとして構築することが重要であるという考えのもと、本制度の財源を寄付金で賄っています。

私学事業団では、この若手・女性研究者奨励金に対する寄付金募集に積極的に取り組み、私立学校の発展に貢献していきたいと考えています。今後とも、ご理解とご協力をお願いいたします。

【助成部 寄付金課】

☎03(3230)7316～7318

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

平成30年度 私学リーダーズセミナー・私学スタッフセミナーの開催

私学事業団では、今年度も私学リーダーズセミナー・私学スタッフセミナーを以下のとおり開催します。

○私学リーダーズセミナー：大学編 11/30(金)(東京)
短大編 11/9(金)(大阪)

○私学スタッフセミナー：9/12(水)～14(金)(大阪)
10/17(水)～19(金)(仙台)

詳細については、6月上旬に学校法人宛てに郵送するとともに、私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶経営支援・情報提供▶私学経営情報センターのご案内〕にも掲載しますので、ご確認ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7849～7851

Eメール center@shigaku.go.jp

学校法人基礎調査票提出のお願い

学校法人基礎調査については、インターネットを利用した「基礎調査票e-マネージャ」による作成・提出をお願いしています。

■提出締め切り 6月29日(金)

○〔文部科学大臣所轄法人(大学・短期大学・高等専門学校法人用)〕

→土地・建物面積等、財務関係等

○〔知事所轄法人(高等学校・中等教育学校・中学校・義務教育学校・小学校法人用)〕

→学校法人の概要、人数、財務関係等全帳票

■添付書類

学校法人基礎調査の提出に際しては、添付書類として「平成29年度決算関係書類(計算書類及び附属明細表(写))」、「独立監査人の監査報告書(写)」及び「収益事業の計算書類(写)」を文部科学大臣・知事所轄学校法人とともに私学情報室までご郵送下さい。

なお、文部科学大臣所轄法人については、補助金課に提出している場合でも、別途提出してください。

※「基礎調査票e-マネージャ」は、原則終日ご利用いただけます。

なお、システムメンテナンス等によりe-マネージャを休止する場合は、別途学校法人ポータルサイトにてお知らせします。

詳しくは、平成30年度学校法人基礎調査票e-マネージャ『操作マニュアル・入力要領』をご参照ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7840～7843

Eメール k-chousa@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

軽井沢 すずかる荘

〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3607 ☎0267(45)7311
 (しなの鉄道「中軽井沢」駅下車、徒歩10分)

新緑プラン

ジメジメした梅雨の季節でも、高原軽井沢の梅雨は爽やかです。
 雨に濡れた木々の葉が緑を輝かせます。初夏の軽井沢を満喫しませんか。

1泊2食(2名1室/1名様) 9,100円

取扱期間:平成30年5月6日~7月20日

- ・1名1室利用の場合は、1泊につき500円の割増となります。
 - ・ご都合にあわせて、素泊まり・1泊朝食付などもございます。
- 詳しくはお問い合わせください。



すずかる荘中庭

セミナープラン

緑に囲まれた静かな環境で、研修会・勉強会・会議はいかがですか？
 10~20名でご利用するのに最適なセミナールームがございます。
 また、休憩時間には施設内のテニスコート(2面)もご利用いただけます。

1泊2食(2名1室/1名様) 8,500円
 (セミナールームの使用料を含みます)

取扱期間:通年(8月・年末年始を除きます)

- ・和室(8~12畳・トイレ付)の他にコテージ(5~10月頃まで)も利用可能です。
 - ・セミナールームの定員は10~20名程度です。ご利用人数はご相談ください。
- 詳しくはお問い合わせください。

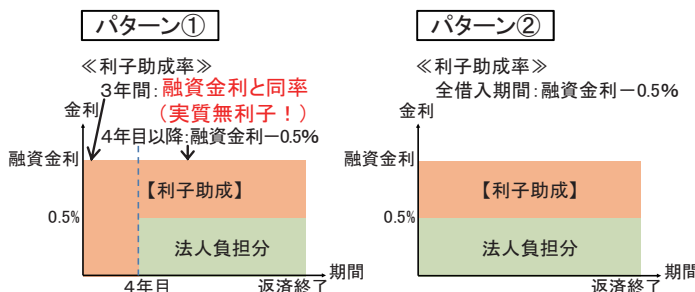


セミナールーム

融資事業のご案内

校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

校舎・園舎などの耐震化(耐震改築・耐震改修)に私学事業団の融資をご利用いただくと、要件を満たした場合、**国の利子助成**が受けられます。
 利子助成は二つのパターンがあります。



※事業を行う学校の種類や事業内容により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。
 ※融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。

そのほか耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

■ 主な事業と融資金利 (平成30年6月1日現在)

主な事業内容	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
校(園)舎などの建築・用地取得	年%	年%	年%
寄宿舍やセミナーハウスなどの建築・用地取得	0.60	0.31	0.41
園バスや備品などの購入	—	0.31	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.31

※金利は毎月見直しています。なお、契約時の金利が償還完了までの固定金利となります。

詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
http://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

耐震化をお考えの際はまずはご相談ください！

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
 (私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862~7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp